

不法投棄から 美しい八千代を守ろう



ごみが不法に投棄された地域は美観を損なうばかりか、悪臭の発生や地下水の汚染など、生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。

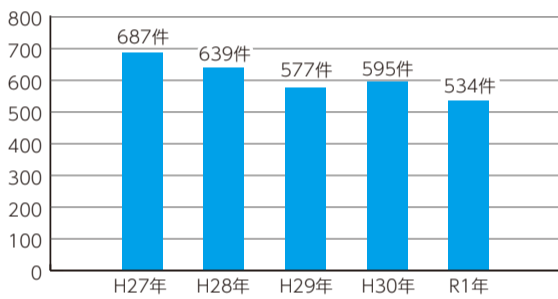
不法投棄は犯罪です。不法投棄をなくし、ごみのない美しいまちづくりを進めましょう。

廃タイヤの大量投棄など 元年度の不法投棄は534件

不法投棄とは生活ごみや家具、家電製品などの廃棄物をルールに従わずに捨てることです。法律で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円）または、その両方が課せられます。

元年度の不法投棄の件数は534件となっています。下のグラフのとおり減少傾向にあります。新川や桑納川周辺では廃タイヤの大量投棄や放火など悪質な事案が発生しているため、警戒を強めています。

■不法投棄件数の推移



パトロールや監視カメラなどで 監視を強化しています

市では、不法投棄を抑止するため監視カメラの設置やパトロールを実施しています。八千代警察署と連携することにより、不法投棄を行った個人を特定し、指導・取り締まりなどを行っています。不法投棄を見つけたら手を触れずに、現場の状況や不法投棄を行った車のナンバーなどをわかる範囲でクリーン推進課☎421-6770に通報してください。

「無許可」の回収業者に 家庭ごみを出さないでください

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、在宅勤務や宅食が増加して家庭ごみが増加傾向にある中で、増加したごみを狙った「無許可」の回収業者が増えています。

家庭ごみの運搬や処理には市の許可が必要です。「無許可」の回収業者は法外な処理料金の請求や、不法投棄を行う恐れがあります。不法投棄をした場合、依頼人にも処理責任が生じることもあります。

土を盛るには許可が必要です

県や市では、残土による埋立てを防止するため「土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」を制定しています。自分の土地でも、500㎡以上の盛土をする場合は許可が必要です。500㎡以上3,000㎡未満は市長の許可、3,000㎡以上は県知事の許可が必要になります。

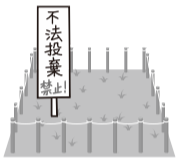
これらの条例には罰則規定もあります。土地所有者や事業者の皆さんは、盛土を行う際は必ず事前に申請し、許可を受けてください。

不法投棄をされないために ごみを捨てにくい環境づくりを

個人の土地やアパートの敷地内にごみが捨てられると、その土地の所有者や管理者に処

理責任が生じます。不法投棄を行う人は、適切に管理されていない土地を狙う傾向があり、さらに多くのごみが捨てられてしまいます。定期的に監視や草刈りを行い、ごみを捨てにくい環境を作りましょう。

侵入防止柵や「不法投棄禁止」と書いた看板を設置することも、効果があります。看板の設置を希望する人は、クリーン推進課へ相談してください。



野焼きはやめましょう

家庭ごみ、事業ごみなどの野焼きは、廃棄物処理法により禁止されています。

例外として認められている農業に伴う稲わら、剪定枝などの焼却や落ち葉焚きなどの日常生活で行われる軽微なものであっても、煙や臭いが周辺の人に不快感を与えれば、市公害防止条例における悪臭の規制対象です。

例外的に認められている焼却であっても、苦情が寄せられた場合は、速やかに野焼きをやめてください。（環境保全課・クリーン推進課）

**お問い合わせは
クリーン推進課
☎421-6770へ**

食用油の適正な処理に協力をお願いします

食用油は、クリーン推進課、清掃センター、各公民館へお持ちいただくことにより、工場機械の燃料へとリサイクルされます。持ち込むことが難しい場合は、ティッシュ・新聞紙・布などに染み込ませて、可燃ごみとして出すこともできます。容器に入ったままの食用油を可燃ごみとして出すと、塵芥車で圧縮する際に食用油が一気に吹き出し、大変危険です。絶対にやめてください。食用油の適正な処理にご協力をお願いします。

不法投棄通報受付専用電話	粗大ごみ受付専用電話
フリーダイヤル（ファクス兼用） やちよし ゴミゼロ 0120-844-530	（収集依頼受付・要予約） 483-4506 平日9時～16時30分 （祝日を除く）

12月の資源物・ごみ収集日	コメ	該当地域	指定袋使用		資源物		コメ	該当地域	指定袋使用		資源物							
			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック			不燃・有害ごみ	可燃ごみ	びん缶類 ペットボトル	紙布類 紙パック						
1	1	大和田（成田街道南側） 村上（3200・3300・3500番台の成田街道南側） 菅田町（成田街道南側） 大和田新田（県道幕張八千代線から東側） 高津（県道幕張八千代線から東側）	1（第1火） 15（第3火）	月・水・金	木	31日は休み	土	9	村上（成田街道北側で新川西側）、菅田町・菅田・大和田（成田街道北側から東葉高速線南側）、大和田新田（300・400・500・700番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、ゆりのき台1・2丁目	3（第1木） 17（第3木）	月・水・金	火	土					
		2	8（第2火） 22（第4火）						高津（県道幕張八千代線から西側）、高津東大和田新田（100・200番台の成田街道南側で県道幕張八千代線から西側）	10（第2木） 24（第4木）								
		3	1（第1火） 15（第3火）						高津団地 大和田新田（1～99番地の成田街道南側）	3（第1木） 17（第3木）								
		4	8（第2火） 22（第4火）						大和田新田（900・1000・1100番台の成田街道北側から東葉高速線南側）、緑が丘2～4丁目、緑が丘西（東葉高速線南側）	10（第2木） 24（第4木）								
		5	2（第1水） 16（第3水）						火・木・土	金				月	31日は休み	13	勝田台	4（第1金） 18（第3金）
		6	9（第2水） 23（第4水）													勝田台南、勝田、ゆりのき台3～8丁目、麦丸、菅田町（500番台を除く東葉高速線北側） 菅田（東葉高速線北側）	11（第2金） 25（第4金）	
		7	2（第1水） 16（第3水）													菅田町（500番台の東葉高速線北側）、大和田新田（東葉高速線北側）、吉橋、尾崎 緑が丘1・5丁目、緑が丘西（東葉高速線北側）	4（第1金） 18（第3金）	
		8	9（第2水） 23（第4水）													真木野、小池、佐山、平戸、神久保、島田台、島田、桑橋、桑納、大学町	11（第2金） 25（第4金）	

◆お問い合わせは、クリーン推進課☎421-6768
または清掃センター☎483-4521
☎486-1001へ